

砂川市訓令第19号

令和5年4月28日

砂川市高等職業訓練促進給付金事業実施要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市高等職業訓練促進給付金事業実施要綱の一部を改正する訓令

砂川市高等職業訓練促進給付金事業実施要綱（平成22年訓令第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号、第5条第26号及び第7条第1項各号中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年5月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。